

建築審査会審議概要

会議名	令和2年度第2回札幌市建築審査会	
開催日時	令和2年7月29日(水) 午後1時30分～午後2時30分	
開催場所	Web会議	
出席者	委員	森会長、宮浦委員、園田委員、星原委員、道尾委員
	事務局	都) 建築指導部長、管理課長、制度担当係長、係員1名
	説明員	都) 建築指導部管理課指導係長、係員1名
審議結果	議案第1号について「同意」	
議事概要	<p>(1)議案第1号</p> <p>第一種住居地域が過半を占める敷地において、用途の制限を超える自動車車庫を新築したい旨の許可申請（建築基準法第48条第5項ただし書）</p> <p>【主な質疑】（○は委員の発言、●は説明員の発言）</p> <p>○事前に行われた意見の聴取会では、要所をとらえた良い意見を得られていると思う。</p> <p>○計画敷地の南側にある空地について、所有者や今後の土地利用など、把握しているものがあれば教えてほしい。</p> <p>●所有者は今回の計画地と同じである。具体的な利用計画は未定で、今回の事業と連携して利用する予定はないと聞いている。</p> <p>○計画地の前面道路は交通量がやや多い場所だが、今回の施設からの車両出入りなどで、渋滞等の悪影響はないか。</p> <p>●敷地内での車両の移動はあるが、敷地内外の車両出入りは多くても1日1台か2台程度と聞いているので、それにより交通に悪影響を及ぼすことはないと考えている。</p> <p>○前面道路は通学路にもなっているようだが、敷地から前面道路への出入口には、ゲート等は設置されるか。</p> <p>●門扉を設置する計画となっている。</p> <p>○今回の計画は、準住居地域が過半になる配置計画とすれば、許可を受けなくても建築可能なところ、騒音が発生しやすい屋外作業スペースを隣地側から遠ざけるために、第一種住居地域が過半という許可が必要な配置計画としたようだが、周辺環境に良く配慮した計画になっていると思う。</p> <p>○周辺への配慮として計画している樹木について、周辺住民からの意見により、高さを4mから2mに変更したとのことだが、そもそも周辺への配慮とは具体的にはどのような意図か。隣地の建物との目隠しという意味もあるのか。</p>	

	<p>●騒音抑制のためであり、目隠しという目的ではない。</p> <p>○今回の計画くらい隣地境界まで余裕がある樹木配置なら、4mでも圧迫感を生じないように思うので、低くしない方が騒音抑制効果としては望ましいのではないか。</p> <p>○高さ2mの樹木について、騒音抑制効果が薄いとしても、緑の創出という観点では意味があると思う。</p> <p>○見晴らしや日当たりの面から、長く住まわれている住民にとっては、これまでとの相対的な感覚として、樹木による圧迫感を心配するという感情も理解できる。</p> <p>●申請書に示された騒音に関する検討では当初から、これら樹木による騒音抑制効果を考慮しない計算により、騒音上支障ないことを確認していたので、許可する上でも、樹木の高さを低くしても差し支えないと考えたが、この審査会での意見を改めて申請者に伝え、調整したいと思う。</p> <p>○特に否定的な意見はなかったので、同意ということにしたい。</p> <p style="text-align: right;">以上</p>
連絡先	<p style="text-align: right;">札幌市都市局建築指導部管理課（制度担当） 電話番号：011-211-2859</p>